

特別養護老人ホーム 松葉園 ご利用料金表

ユニット型介護福祉施設

(単位:円)

令和元年10月1日現在

介護度	段階	サービス費	居住費	食費	1日あたり	1ヶ月(30日)
介護度1	1	656	820	300	1,776	53,280
	2		820	390	1,866	55,980
	3		1,310	650	2,616	78,480
	4(1割負担)		2,400	1,700	4,756	142,680
	4(2割負担)	1,311	2,400	1,700	5,411	162,330
	4(3割負担)	1,966	2,400	1,700	6,066	181,980
介護度2	1	724	820	300	1,844	55,320
	2		820	390	1,934	58,020
	3		1,310	650	2,684	80,520
	4(1割負担)		2,400	1,700	4,824	144,720
	4(2割負担)	1,448	2,400	1,700	5,548	166,440
	4(3割負担)	2,172	2,400	1,700	6,272	188,160
介護度3	1	799	820	300	1,919	57,570
	2		820	390	2,009	60,270
	3		1,310	650	2,759	82,770
	4(1割負担)		2,400	1,700	4,899	146,970
	4(2割負担)	1,598	2,400	1,700	5,698	170,940
	4(3割負担)	2,397	2,400	1,700	6,497	194,910
介護度4	1	869	820	300	1,989	59,670
	2		820	390	2,079	62,370
	3		1,310	650	2,829	84,870
	4(1割負担)		2,400	1,700	4,969	149,070
	4(2割負担)	1,738	2,400	1,700	5,838	175,140
	4(3割負担)	2,607	2,400	1,700	6,707	201,210
介護度5	1	938	820	300	2,058	61,740
	2		820	390	2,148	64,440
	3		1,310	650	2,898	86,940
	4(1割負担)		2,400	1,700	5,038	151,140
	4(2割負担)	1,876	2,400	1,700	5,976	179,280
	4(3割負担)	2,813	2,400	1,700	6,913	207,390

段階1・2・3・4とは、年金所得合計に基づき野田市が認定する段階です

段階1 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者

段階2 市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額と合計所得額の合計が80万円以下の方

段階3 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第1及び第2段階以外の方

段階4 上記以外の方

* 上記以外に1日につき各種加算がつきませんが、詳しくは日額料金表をご覧ください。

※報酬単価は地域加算導入により「1単位＝10.27円」となります。

尚、各種加算には地域加算の計算方式により、端数金額に若干の差が生ずる場合があります。ご了承ください。

特別養護老人ホーム各種加算料金(日額)

(円単位)

各種加算	1割負担	2割負担	3割負担	平成30年4月1日現在	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	19	37	56	介護福祉士が介護職員の総数の60%以上配置。	
サービス提供体制強化加算(Ⅰロ)	13	25	37	介護福祉士が介護職員の総数の50%以上配置。	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	7	13	19	3年以上の勤務年数のある者が30%以上配置。	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7	13	19		
日常生活継続支援加算	48	95	142	入居者に対して介護福祉士が占める割合が6:1であること。他重介護度や認知症利用者の締める割合が定められた割合以上入所されている場合算定します。	
※サービス提供体制強化加算及び日常生活継続支援加算はいずれか一つのみを算定致します。					
看護体制加算(Ⅰ)	5	9	13	常勤の看護師を1名以上配置。	
看護体制加算(Ⅱ)	9	17	25	看護職員が入所者が25名又はその端数を増すごとに1名配置規定の職員数に1名以上配置。病院等と24時間の連絡体制が図れていること。	
夜間職員配置加算(Ⅱ)ロ	19	37	56	看護及び介護職員で規定の人員より1以上多く配置している場合加算。	
夜間職員配置加算(Ⅳ)ロ	22	43	65	上記要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置していること。	
※夜勤職員配置加算はいずれか一つのみを算定いたします。					
個別機能訓練加算	13	25	37	機能訓練指導員が利用者毎に個別機能訓練計画を作成し、効果、実施方法等について評価を行います。	
生活機能向上連携加算(月額)	103	206	309	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、施設を訪問し職員と共同でアセスメントを行い、個別の訓練計画を作成する。	
褥瘡マネジメント加算(月額)※3ヶ月に一回	11	21	31	入所者ごとに褥瘡の発生に係るリスクについて評価し、リスクがあるとされた入所者に対しては褥瘡ケア計画を作成し、ケア計画に基づき褥瘡管理を実施する。3ヶ月に1回を限度として算定。	
排泄支援加算(月額)	103	206	309	排泄に介護を要する入所者のうち、排泄に係る要介護状態を軽減できると医師、または看護師が判断し、入所者もそれを希望する場合、状態軽減のための計画を作成し支援する。	
栄養マネジメント加算	15	29	43	入所者毎の栄養状態に基づいた栄養ケア計画を作成し、栄養ケアを行います。	
低栄養リスク改善加算(月額)	309	617	925	低栄養リスクが高い利用者に対し、多職種が共同して栄養管理をするための会議を行い、栄養ケア計画を作成する。経口維持加算を算定しない利用者に限る。新規入所時または再入所時のみ算定。	
経口維持加算(Ⅰ)(月額)	411	822	1,233	摂食障害や嚥嚥が認められる利用者に対して、施設職員が協働で経口維持管理を行っている場合。医師または歯科医師の指示が必要。	
経口維持加算(Ⅱ)(月額)	103	206	309	協働での経口維持管理の中において歯科医療機関を定め、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が参加している。	
再入所時栄養連携加算(1回に限る)	411	822	1,233	医療機関に入院している利用者が退院する際、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理について栄養ケア計画を作成する。1回に限り算定。	
口腔衛生管理体制加算(月額)	31	62	93	歯科衛生士が介護職員に対して助言や指導を行ってケアにあたる。	
口腔衛生管理加算(月額)	93	185	278	歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行っている。	
初期加算(入所後の30日間)	31	62	93	松葉園にお慣れいただくための支援をいたします。また、1ヵ月以上の長期入院後の再入所の場合も算定されます。	
外泊時算定(1ヶ月に6日を限度として)	253	506	758	病院に入院された場合やご自宅などへ外泊された場合に1ヶ月に6日を限度として加算されます。	
療養食加算(1回につき)	7	13	19	医師が発行した食事せんに基づき、療養食を提供します。(1日3食を限度とする。)	
看取り介護加算	(Ⅰ)死亡日以前4日以上30日以下	148	296	444	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者様について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取りができるよう支援します。
	(Ⅱ)死亡日以前2日又は3日	699	1,397	2,095	
	(Ⅲ)死亡日	1,315	2,629	3,944	
在宅・入所相互利用加算	41	82	123	できる限りご利用者が在宅生活を継続できるよう、在宅の介護支援専門員と連携を図り、在宅期間と入所期間を一貫した方針で介護を進めます。	
退所時等相談援助加算	(1)退所前訪問	473	945	1,418	退所に先立って、介護支援専門員、生活相談員等が居宅を訪問し家族に退所後のサービス利用について相談援助を行なった場合、入所中1回(入所後早期に相談援助の必要がある場合2回)算定されます。
	(2)退所後訪問	473	945	1,418	退所後30日以内に居宅を訪問し、入所者、家族等に相談援助を行なった場合、退所後1回を限度として算定されます。
	(3)退所時相談援助	411	822	1,233	入所期間が1ヶ月を超えるご利用者が退所し、居宅において居宅サービス、地域密着サービス、その他の保健医療サービス、福祉サービスについて、相談援助を行います。
	(4)退所前連携	514	1,027	1,541	入所期間が1ヶ月を超えるご利用者様の退所に先立って、居宅介護支援事業者と連携し、居宅サービス、地域密着サービスに必要な情報の提供や利用に関する調整を行います。
介護職員処遇改善加算	8.3%	8.3%	8.3%	処遇改善のため利用者負担額の8.3%算定させていただきます。	
介護職員等特定処遇改善加算	2.7%	2.7%	2.7%	処遇改善のため利用者負担額の2.7%算定させていただきます。	

「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、居住費(滞在費)・食費が以下の通りとなります。

利用者負担 段階区分	居住費(滞在費)	食費	各料金表の居住費(滞在費)・食費を左表に置き換えてください
第1段階の方	820円	300円	
第2段階の方	820円	390円	
第3段階の方	1,310円	650円	

介護保険サービスの対象とならないサービス

以下のサービスは、ご契約者の個別希望により行うサービスです。
ご利用料金は、ご契約者に全額負担していただきます。

サービス内容	利用料金
通院・外出の移送、付き添い(協力医療機関以外の受診等)	1日 2,000円 実走1km毎に50円 ※職員一人当たりの費用
外出等の付き添い及び買い物(近隣の散歩は除く)	1日 2,000円 ※職員一人当たりの費用
外出時の駐車場・有料道路の費用	実費
理容サービス	基本料金 カット 1,500円 基本+顔剃り 2,000円 顔剃りのみ 500円
美容サービス	基本料金 カット+襟剃り 2,000円 基本+部分パーマ 3,000円 基本+全体パーマ4,000円
行事・クラブ活動	材料費の実費 経費がかかる場合は実費
金銭出納(日常的な生活費の管理を行います。)	1ヶ月 2,000円
特別な食事(ご契約者のご希望に基づいた酒類を含む特別な食事を提供します。)	要した費用
不測の事態への対応(ご契約者が行方不明になるなどの不測の事態が生じ、捜索費等それに係る費用の負担が妥当であると判断される場合のみ、ご負担いただきます。)	実費
定期的な診療日以外の診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額

※その他に必要なに応じて費用がかかる場合がございます。

※各種加算は、ご本人様及びご家族様の同意の上、必要に応じて加算されます。

※報酬単価は地域加算導入により「1単位=10.27円」となります。

尚、各種加算には地域加算の計算方式により、端数金額に若干の差が生ずる場合があります。ご了承下さい。